

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設ゆめの里今井

重要事項説明書

令和6年8月1日

当施設は、入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 松本ハイランド |
| (2) 法人所在地 | 松本市大字和田 2240-33 |
| (3) 電話番号 | 0263-40-3377 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松澤 幹 夫 |
| (5) 設立年月日 | 平成13年3月14日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
平成29年3月30日指定 |
|-----------|--------------------------------------|

(2) 施設の目的

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、入居者が、その有する能力に応じて可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に日常生活を営むために必要な居室および共有施設等をご利用いただき、施設サービスを提供します。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (3) 施設の名称 | ゆめの里今井 |
| (4) 施設の所在地 | 松本市大字今井 1670 番地 |
| (5) 電話番号 | 0263-87-7612 |
| (6) F A X 番号 | 0263-87-7613 |
| (7) 施設長（管理者） | 氏名 山崎 幸代 |
| (8) 当施設の運営方針 | |

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していきます。また、地域や家庭との結びつきに重きを置き、ご家族や地域の方、行政、他事業者等との密接な連携に努めていきます。

- | | |
|-----------|------------|
| (9) 開設年月日 | 平成29年3月30日 |
| (10) 入居定員 | 29名 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室は全室個室となっており、入居者の慣れ親しまれた家具等の持ち込みが可能です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	29室	全室洗面台付き・5室トイレ付
共同生活室	3室	
浴室	4室	個浴3室・特殊浴槽1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では入居者に対して「施設サービス」を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	職員配置数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
生活相談員	1名以上	1名
介護職員・看護職員	20名以上	10名
機能訓練指導員	1名以上	1名
管理栄養士	1名以上	1名
医師	1名以上	1名

〈職種別の主な勤務体制〉

職種	主な勤務体制と主な勤務時間
医師	毎月隔週の月曜日又は火曜日
介護職員	早番 7時～16時 / 日勤 8時半～17時半 遅番 13時～22時 / 夜勤 22時～7時
看護職員	日勤 8時半～17時半 ※夜間（17時半～翌朝8時半までオンコール体制）
生活相談員	日勤 8時半～17時半
介護支援専門員	日勤 8時半～17時半
管理栄養士	日勤 8時半～17時半

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

①食事

栄養面、並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

入浴または清拭を週2回以上行います。

重症度の高い入居者の方は特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又は改善のための機能訓練を行います。

⑤健康管理

医師（嘱託医）、看護職員が健康管理を行います。

⑥自立への支援

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事

料金 90 円／日

入居者のご希望に基づく食事や行事などの特別な食事を提供します。

②理容・美容

料金（1回）：2,000 円～

月に1回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③電気製品使用料

料金（1ヶ月）：1,000 円

テレビや電気毛布など居室で個人的に電化製品を使うことができます。

④レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーション行事やサークル活動に参加していただくことができます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を請求させていただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥複写物の交付

必要に応じて実費をいただきます。

サービス提供についての記録はいつでも閲覧できます。

⑦医療費、薬代、予防接種、インフルエンザ予防薬等の代金

(3) サービス利用料金

①介護保険給付対象サービス費

【基本料金】

介護保険給付対象サービス内訳	単位		利用料	利用者負担 (1割負担)
要介護1	1日	682単位	6,915円	692円
要介護2	1日	753単位	7,635円	764円
要介護3	1日	828単位	8,395円	840円
要介護4	1日	901単位	9,136円	914円
要介護5	1日	971単位	9,845円	985円

【加算料金】①毎月かかる加算

介護保険給付対象サービス費の加算内訳	単位		利用料	利用者負担 (1割負担)
日常生活継続支援加算(※1)	1日	46単位	466円	47円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(※2)	1日	18単位	182円	19円
看護体制加算Ⅰ	1日	12単位	121円	13円
看護体制加算Ⅱ	1日	23単位	233円	24円
栄養マネジメント強化加算(※3)	1日	11単位	111円	12円
夜勤職員配置加算Ⅱイ	1日	46単位	466円	47円
科学的介護推進体制加算Ⅱ(※4)	1日	50単位	507円	51円
生活機能向上連携加算Ⅱ(※5)	1ヵ月	200単位	2,028円	203円
ADL維持等加算Ⅰ(※6)	1ヵ月	30単位	304円	31円
自立支援促進加算(※7)	1ヵ月	280単位	2,839円	284円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1ヵ月	10単位	101円	11円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月	1ヵ月の総単位数に14.0%を乗じた額		

【加算料金】②必要時かかる加算

介護保険給付対象サービス費の加算内 訳	単位		利用料	利用者負担 (1割負担)
初期加算 (30日限度)	1日	30単位	300円	30円
外泊時費用 (※8)	1日	246単位	2,460円	246円
経口維持加算	1ヵ月	400単位	4,000円	400円
療養食加算 (1日につき3回を限度)	1回	6単位	60円	6円
再入所時栄養連携加算	1回	200単位	2,000円	200円
低栄養リスク改善加算 (6か月以内)	1ヵ月	300単位	3,000円	300円
配置医師緊急時対応加算 早朝 (6:00~8:00)・ 夜間 (18:00~22:00)	1回	650単位	6,500円	650円
配置医師緊急時対応加算 深夜 (22:00~6:00)	1回	1300単位	13,000円	1,300円
配置医師緊急時対応加算 通常の勤務時間外 (早朝・夜間・深夜を 除く)	1回	325単位	3,250円	325円
看取り介護加算Ⅱ (死亡日前31日以上45日以下)	1日	72単位	720円	72円
看取り介護加算Ⅱ (死亡日前4日以上30日以下)	1日	144単位	1,440円	144円
看取り介護加算Ⅱ (死亡日の前日及び前々日)	1日	780単位	7,800円	780円
看取り介護加算Ⅱ (死亡日)	1日	1,580単位	15,800円	1,580円

※松本市は地域区分7級地に該当していますので、利用料の表記は単位数×10.14と
なっています。

※上記の利用者負担の金額は、すべて1割負担の方の費用を参考に記載しています。
介護保険の2割負担・3割負担の方は負担割合に応じて料金が変わります。

- ※1,※2…どちらか一方をいただきます。
- ※3…管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合を評価する加算です。
- ※4…入居者一人ひとりの疾患と日常生活動作能力や栄養状態・口腔機能・認知症の状況などの心身の状況等における基本的な情報を厚生労働省管轄による科学的介護情報システムに提出すると、その情報システムから施設側へ個々の日常生活における課題を抽出した情報が送り戻され、その情報をもとに介護の方法やサービス計画（ケアプランや介護計画等）を見直すことで個別に対応した支援が可能となり、施設全体の質の向上につながることに對する評価の加算になります。
- ※5…外部の訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等との連携により、入居者の身体状況等の評価を行った上で個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいて施設の機能訓練指導員等が入居者の心身状況に応じた機能訓練を実施し、その進捗状況を3ヵ月ごとに1回以上評価をして入居者又はそのご家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行い、身体機能や生活機能の維持向上を図ることに對する評価の加算です。
- ※6…入居者全員について利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月目に日常生活の状況を数値化して測定し、その測定した月ごとに測定値を厚生労働省に提出し、心身機能の重度化の防止や機能の維持ができているかを評価する加算になります。
- ※7…医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、少なくとも半年に1回医学的評価の見直しそれをもとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援計画を策定し、実施していくための加算になります。自立支援計画書は少なくとも3ヶ月に1回の見直しになります。また、この加算については医師より医学的な評価を受けてからいただく加算になります。
- ※8…入居者が入院又は外泊をされた場合に、6日（月をまたぐ場合は12日）を限度として通常の利用料金に代えていただく費用になります。
- 外泊時費用の算定期間中については費用に加えて居住費を請求させていただきます。
- 外泊時費用の期間を超えた場合もお部屋を確保している場合は居住費をご負担いただきます。
- 減免対象者（負担段階第1～3段階）の方は、外泊時費用算定期間中は通常の負担限度額を、それ以外の期間は負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額とします。

②居住費（1日あたり）

区分	利用者負担 第1段階	利用者負担第 2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
利用料	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円

※介護保険負担限度額認定を受けている場合には、各限度額までの負担となります。

③食費（行事食、おやつ含む）（1日あたり）

区分	利用者負担 第1段階	利用者負担第 2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
利用料	300円	390円	650円	1,360円	1,500円

※介護保険負担限度額認定を受けている場合には、各限度額までの負担となります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更いたします。

④利用料の支払い

当事業所は介護保険給付に要した費用について、入居者が介護サービス費として市から給付を受ける額の限度において、入居者に代わって市から支払いを受けます。

⑤利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月18日（金融機関休業の場合は翌営業日）までに以下の方法でお支払いください。

- ・現金
- ・口座振替 指定金融機関 JA 松本ハイランド
- ・振込

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ①要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④施設が介護保険事業者の指定を取り消された場合、事業を休止又は廃止した場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑥事業者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 入居者からの退居の申し出 (中途解約・契約解除)

入居者は、契約の有効期間であっても、当施設からの退居を申し出ることができます。その場合、退居を希望する日の5日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合 (契約解除)

- ①入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者によるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者及び代理人、成年後見人等が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤入居者が介護保険施設に入所した場合もしくは入院した場合

※入居者が病院等に入院された場合の対応について

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金(外泊時費用・居住費)をご負担いただきます。
- ②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び入所することができます。但し、入院期間中は居住費をいただきます。
- ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

- (1) 本契約が終了した後、入居者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- (2) 当施設は残置物引取人に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。
- (3) その引渡しにかかる費用は入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。

残置物引取人

氏名	入居者との続柄（ ）
住所	

8. 事故発生時の対応

- (1) 施設では、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係者に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 当施設では、事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設では、事故分析による改善策を従業員に周知徹底させ、事故発生防止のための定期的な委員会及び研修を行います。

9. 非常災害時の対応

非常災害時には別途定めるゆめの里今井消防計画により対応を行います。

10. 利用者情報の開示について

入居者の個人情報の開示については、別途定める「個人情報にかかる開示申請等に関する規則」により対応を行います。

11. サービス内容に関する相談、苦情

当施設における相談、要望、苦情等は次の窓口で受け付けます。

当施設	相談窓口	苦情受付担当者 須澤 智
	電話番号	0263-87-7612
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
第三者委員	相談窓口	川上 清志
	電話番号	0263-59-2423
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
松本市役所高齢福祉課	電話番号	0263-34-3213
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
松本市西部福祉課	電話番号	0263-92-3002
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
国保連合会	電話番号	026-238-1580
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

12. 福祉サービスの第三者評価の実施状況・・・実施なし